

* 北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 (情報政策課)	1
○障害者自立支援法施行細則..... (障害者保健福祉課)	4
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (情報政策課)	18
○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... (生活振興課)	18
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (子ども未来づくり推進室)	18
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (疾病対策課)	19
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障害者保健福祉課)	21
○知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障害者保健福祉課)	28
○北海道種畜貸付規則の一部を改正する規則..... (畜産振興課)	28
○北海道財務規則の一部を改正する規則..... (出納局総務課)	29

訓 令

○職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	31
○北海道職員研修規程..... (人事課)	32

規 則

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第69号

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則
目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 電子文書保存条例の規定による知事が定める事項等 (第3条―第7条)

第3章 書面によることとされる規則に基づく保存等における情報通信の技術の利用 (第8条―第10条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 条例又は規則の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者が、知事の所管する条例又は規則に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成18年北海道条例第4号。以下「電子文書保存条例」という。) において使用する用語の例による。

第2章 電子文書保存条例の規定による知事が定める事項等

(電子文書保存条例第3条第1項の道の機関が定める保存)

第3条 電子文書保存条例第3条第1項の道の機関が定める保存は、別表第1の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第4条 民間事業者等が、電子文書保存条例第3条第1項の規定に基づき、別表第1の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物 (以下「磁気ディスク等」という。) をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ (これに準ずる画像読取装置を含む。) により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項に規定する方法により電子文書保存条例第3条第1項に規定する電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

(電子文書保存条例第4条第1項の道の機関が定める作成)

第5条 電子文書保存条例第4条第1項の道の機関が定める作成は、別表第2の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第6条 民間事業者等が、電子文書保存条例第4条第1項の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（作成において氏名又は名称を明らかにする措置）

第7条 電子文書保存条例第4条第3項の道の機関が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）とする。

第3章 書面によることとされる規則に基づく保存等における情報通信の技術の利用（規則に基づく保存等）

第8条 規則の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者（電子文書保存条例第2条第1号ただし書に掲げる者を除く。）が、規則に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、電子文書保存条例第3条から第6条まで及び前章の規定の例による。

（規則に基づく保存の適用範囲）

第9条 前条の規定によりその例によることとされる電子文書保存条例第3条第1項の道の機関が定める保存は、別表第3の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

（規則に基づく作成の適用範囲）

第10条 第8条の規定によりその例によることとされる電子文書保存条例第4条第1項の道の機関が定める作成は、別表第4の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正）
- 北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。
第16条第3項を削る。
（北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）
- 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）の

一部を次のように改正する。

第13条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）」を削り、同項を同条第2項とする。

別表第1（第3条関係）

条 例 名	保存等の根拠規定
北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）	第22条の3
北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）	第8条
興行場法施行条例（昭和59年北海道条例第56号）	第6条第2号
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）	第8条第1項第6号
特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）	第15条
食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）	別表第1の1の2の項第7号、3の項第1号、4の項第17号、6の項及び10の項第1号並びに別表第2の1の項第5号、3の項第1号及び4の項第2号エ
北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）	第25条第2項
北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第4号）	第25条
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）	第15条第1項第1号
北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）	第13条第1項第3号（第19条第2項において準用する場合を含む。）

別表第2（第5条関係）

条 例 名	保存等の根拠規定
北海道屋外広告物条例	第22条の3
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第8条第1項第6号
特定非営利活動促進法施行条例	第15条
北海道動物の愛護及び管理に関する条例	第25条第2項
北海道希少野生動植物の保護に関する条例	第25条
北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	第13条第1項第3号（第19条第2項において準用する場合を含む。）

別表第3（第9条関係）

規 則 名	保存等の根拠規定
国有家畜の無償貸付及び譲与等に関する規則（昭和25年北海道規則第218号）	第9条
北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）	第24条の5第3項
大麻取締法施行細則（昭和28年北海道規則第123号）	第9条第2項
家畜取引法施行細則（昭和31年北海道規則第169号）	第8条
身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）	第23条
知的障害者福祉法施行細則（昭和37年北海道規則第73号）	第13条
北海道土地区画整理組合資金貸付規則（昭和39年北海道規則第2号）	第11条
北海道肉用繁殖基礎雌牛貸付規則（昭和41年北海道規則第140号）	第15条
海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）	第10条第1項
北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）	第22条（第6条の規定による通知その他の知事が定める通知等に係る部分

	を除く。）
北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）	第16条第3項
漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）	第8条第1項
北海道海域管理規則（昭和55年北海道規則第29号）	第10条第1項
化製場等に関する法律施行細則（昭和59年北海道規則第103号）	第15条
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第71号）	第12条第3項
北海道創造的中小企業育成条例施行規則（昭和61年北海道規則第73号）	第11条
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年北海道規則第50号）	第14条
北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則	第13条第2項
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）	第9条第2項

別表第4（第10条関係）

規 則 名	保存等の根拠規定
国有家畜の無償貸付及び譲与等に関する規則	第9条
大麻取締法施行細則	第9条第1項
家畜取引法施行細則	第8条
身体障害者福祉法施行細則	第23条
知的障害者福祉法施行細則	第13条
北海道肉用繁殖基礎雌牛貸付規則	第15条
化製場等に関する法律施行細則	第15条
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	第12条第2項

障害者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第70号

障害者自立支援法施行細則
(趣旨)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行については、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（自立支援医療費の支給認定の申請等）

第2条 法第53条第1項の申請及び法第56条第1項の変更の申請は、別記第1号様式の自立支援医療費支給認定（変更）申請書によってしなければならない。

（自立支援医療受給者証）

第3条 法第54条第3項の自立支援医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）は、別記第2号様式とする。

（申請内容の変更の届出）

第4条 政令第32条第1項の規定による届出は、別記第3号様式の自立支援医療受給者証記載事項変更届によってしなければならない。

（医療受給者証の再交付の申請）

第5条 政令第33条第1項の申請は、別記第4号様式の自立支援医療受給者証再交付申請書によってしなければならない。

（自立支援医療費の支給に係る書類の経由）

第6条 法、政令、省令及びこの規則によって道に提出する自立支援医療費の支給に係る書類のうち政令第1条第1項に規定する育成医療に係るものは、住所地が地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市の区域内にある場合を除き最寄りの保健所長を経由しなければならない。

2 法、政令、省令及びこの規則によって道に提出する自立支援医療費の支給に係る書類のうち政令第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものは、居住地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内にある場合を除き自立支援医療費の支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村（障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村）を経由しなければならない。

（指定自立支援医療機関の指定の申請）

第7条 法第59条第1項の申請は、病院又は診療所の開設者にあつては別記第5号様式の指

定自立支援医療機関（病院又は診療所）指定申請書によって、薬局の開設者にあつては別記第6号様式の指定自立支援医療機関（薬局）指定申請書によって、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）にあつては別記第7号様式の指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）指定申請書によってしなければならない。

（変更の届出）

第8条 法第64条の規定による届出は、別記第8号様式の指定自立支援医療機関指定変更届によってしなければならない。

（指定辞退の申出）

第9条 省令第64条の規定による申出は、別記第9号様式の指定自立支援医療機関指定辞退申出書によってしなければならない。

（障害福祉サービス事業等に関する届出）

第10条 法第79条第2項の規定による届出は、別記第10号様式の障害福祉サービス事業等開始届によってしなければならない。

2 法第79条第3項の規定による届出は、別記第11号様式の障害福祉サービス事業等届出事項変更届によってしなければならない。

3 法第79条第4項の規定による届出は、別記第12号様式の障害福祉サービス事業等廃止（休止）届によってしなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

自立支援医療費支給認定（変更）申請書

（育成医療・精神通院医療）

受 診 者	フリガナ		性別	年 齢	生 年 月 日
	氏 名		男・女	歳	年 月 日
	フリガナ				
保 護	住 所	〒		電話番号	
	フリガナ				
	保護者氏名			受診者との 関係	
	フリガナ			電話番号	

所管保健所	保 健 所	
公費負担となる障害		
医療の 具体的方針		
	特定疾病療養 受療証の有無	

(その2)

自立支援医療受給者証（精神通院医療）

保健所名			
公費負担者番号			
受給者番号		北海道	
保健福祉手帳番号			
区 分			
受 診 者	氏 名		性 別
	生年月日		
	住 所		
	保険者名		
	被保険者証の 記号及び番号		
保護者 の 連絡先	氏 名	続 柄	
	住 所		
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
高額治療継続者			
負担上限月額	円		

交付年月日	年 月 日
指定自立支援医療機関名	
名 称 所在地 連絡先	
名 称 所在地 連絡先	
名 称 所在地 連絡先	

別記第3号様式（第4条関係）

自立支援医療受給者証記載事項変更届
（育成医療・精神通院医療）

受 診 者	フリガナ		性別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	フリガナ			
	住 所	〒 電話番号		
保 護 者 (受診者が18歳未満の場合のみ記入)	フリガナ		続 柄	
	氏 名			
	フリガナ			
	住 所	〒	電話番号	
自立支援医療受給者番号				
受給者証の有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで		
	事 項	変 更 前	変 更 後	
	受診者に関する事項 (氏名、住所又は電話番号)		変更日 年 月 日	

変更内容	保護者に関する事項 (氏名、住所又は電話番号)	変更日 年 月 日
	被保険者証に関する事項 (記号番号、被保険者名又は受診者と同一の加入者)	変更日 年 月 日
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳番号	変更日 年 月 日
備考		
私は、自立支援医療受給者証及び自立支援医療支給認定申請書に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。 届出者 (受診者との関係：) 年 月 日 北海道知事 様		

備考

自立支援医療受給者証の写しを添付してください。

別記第4号様式 (第5条関係)

自立支援医療受給者証再交付申請書
(育成医療・精神通院医療)

受診者	フリガナ		性別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	フリガナ			
	住 所	〒	電話番号	
自立支援医療受給者番号				

受給者証の有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
申 請 理 由	1 破損又は汚損
	2 紛 失
	3 その他 ()
破損又は汚損した自立支援医療受給者証を添付してください。	
私は、上記のとおり、自立支援医療受給者証の再交付を申請します。 申請者氏名 (受診者との関係：) 年 月 日 北海道知事 様	

別記第5号様式 (第7条関係)

(その1)

指定自立支援医療機関 (病院又は診療所) 指定申請書
(育成医療・更生医療)

年 月 日

北海道知事 様

病院又は診療所の開設者
住所又は所在地

氏 名 ㊦

障害者自立支援法第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

保険医療機関の名称	(ふりがな)		
保険医療機関の所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)		
開設者の名称及び代表者	(ふりがな) (代表者)		
開設者の住所又は所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)		
標ぼうしている診療科名			
担当しようとする医療の種類並びに当該医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	担当しようとする医療の種類	担当する医師又は歯科医師の氏名	経歴 (別紙1により記載すること。)
育成（更生）医療を行うために必要な設備の概要	(別紙2により記載すること。)		
育成（更生）医療のための入院設備の定員			

注 「担当しようとする医療の種類」は、次のうち希望するものを記載すること。

- | | |
|---------------|----------------|
| ア 眼科に関する医療 | キ 脳神経外科に関する医療 |
| イ 耳鼻咽喉科に関する医療 | ク 心臓血管外科に関する医療 |
| ウ 口腔に関する医療 | ケ じん臓に関する医療 |
| エ 整形外科に関する医療 | コ じん移植に関する医療 |
| オ 形成外科に関する医療 | サ 小腸に関する医療 |
| カ 中枢神経に関する医療 | シ 歯科矯正に関する医療 |
| | ス 免疫に関する医療 |

別紙1

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名	㊦	生年月日	
本 籍					
現 住 所					
年 月 日	学歴・職歴・免許・任免事項	師事した指導者の氏名			
		学位論文名又は学会に提出した論文名			
		研究事項			
		1 テーマ			
		2 内 容			
		3 その他			

注 最終学歴から現在に至るまでを詳細に記載すること。

別紙2

育成（更生）医療を行うために必要な設備の概要

品	名	数	量	備	考

注 「耳鼻咽喉科に関する医療」についてはオーディオメーター及び遮音室の有無を、「整形外科に関する医療」については、後療法の設備の有無を、「心臓脈管外科に関する医療」については、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設置の有無を、「じん臓に関する医療」については人工じん臓の設備及び専用の透析室の有無を、「じん移植に関する医療」については、保存器、HLA検査装置及び人工じん臓の設備の有無を、「歯科矯正に関する医療」については、頭部規格X線撮影装置及びパントモ撮影装置の設備の有無を記載すること。

なお、後療法の設備を有する場合は、後療法を担当する職員の有無を、「心臓脈管外科に関する医療」及び「じん移植に関する医療」については、主として担当する医師のほか、当該医療を担当する医師を「備考」として記載すること。

(その2)

指定自立支援医療機関（病院又は診療所）指定申請書
（精神通院医療）

年 月 日

北海道知事 様

病院又は診療所の開設者
住所又は所在地
氏 名

㊤

障害者自立支援法第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

病院又は診療所の名称	(ふりがな)
病院又は診療所の所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)
開設者の名称及び代表者	(ふりがな) (代表者)
開設者の住所又は所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)

標ぼうしている診療科名		
主として担当する医師の 氏名及び経歴	担当する医師の氏名	経歴
		（別紙1により 記載すること。）

別紙1

経歴書
(精神－医師用)

学 位		ふりがな 氏 名	㊦	生年月日	
本 籍					
現 住 所					
最 終 学 歴	(最終年次 年卒)				
職歴・免許 ・任免事項					

--	--

注 最終学歴から現在に至るまでを詳細に記載すること。

別記第6号様式（第7条関係）

(その1)

指定自立支援医療機関（薬局）指定申請書
(育成医療・更生医療)

年 月 日

北海道知事 様

薬局の開設者
住所又は所在地
氏 名 ㊦

障害者自立支援法第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

薬局の名称	(ふりがな)	
薬局の所在地	(ふりがな)	
	〒 (電話番号)	
開設者の名称又は代表者	(ふりがな)	
	(代表者)	
開設者の住所又は所在地	(ふりがな)	
	〒 (電話番号)	
	氏 名	経 歴

主として調剤を担当する者の氏名及び経歴		(別紙1により記載すること。)
調剤を行うための施設概要	(別紙2により記載すること。)	
処方せんを受け付けている医療機関の数		

別紙1

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名	㊦	生年月日	
本 籍					
現 住 所					
最 終 学 歴	(最終年次 年卒)				
主たる職歴					

--	--

別紙2

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	
	品 目	品 目	
主たる設備			

--	--	--

注1 薬局の見取図を添付すること。
2 主たる設備の欄は、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げる設備以外の設備がある場合のみ、その主たる設備を記載すること。

（その2）

指定自立支援医療機関（薬局）指定申請書
（精神通院医療）

年 月 日

北海道知事 様

薬局の開設者
住所又は所在地
氏 名 ㊟

障害者自立支援法第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

薬局の名称	(ふりがな) -----
薬局の所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)
開設者の名称及び代表者	(ふりがな) ----- (代表者)
開設者の住所又は所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)

主として調剤を担当する者の氏名及び経歴	氏 名	経 歴
		(別紙1により記載すること。)
調剤を行うための施設概要	(別紙2により記載すること。)	
処方せんを受け付けている医療機関の数		

別紙1

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名	㊟	生年月日	
本 籍					
現 住 所					
最 終 学 歴	(最終年次 年卒)				
主たる職歴					

--	--

別紙2

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	
	品目	品目	
主たる設備			

--	--	--

注1 薬局の見取図を添付すること。
2 主たる設備の欄は、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げる設備以外の設備がある場合のみ、その主たる設備を記載すること。

別記第7号様式（第7条関係）
（その1）

指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）指定申請書
（育成医療・更生医療）

年 月 日

北海道知事 様

訪問看護ステーション等の開設者
住所又は所在地
氏 名 ㊟

障害者自立支援法第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

訪問看護ステーション等の名称	(ふりがな) ----- -----
訪問看護ステーション等の所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)
指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者の名称及び代表者	(ふりがな) ----- (代表者)
指定居宅サービス事業	(ふりがな) -----

者・指定訪問看護事業者 の所在地	〒 (電話番号)
職員の定数	(別紙により記載)

別紙

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

--	--

(その2)

指定自立支援医療機関（訪問看護事業者等）指定申請書
(精神通院医療)

年 月 日

北海道知事 様

訪問看護ステーション等の開設者
住所又は所在地
氏 名 ㊟

障害者自立支援法第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）
として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

訪問看護ステーション等 の名称	(ふりがな) -----
訪問看護ステーション等 の所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)
指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者 の名称及び代表者	(ふりがな) ----- (代表者)
指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者 の所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)
職員の定数	(別紙により記載)

別紙

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

別記第8号様式（第8条関係）

指定自立支援医療機関指定変更届

年 月 日

北海道知事 様

指定自立支援医療機関の開設者
住所又は所在地
氏 名

印

障害者自立支援法施行規則第62条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定を受けている自立支援医療機関の種類	病院又は診療所・薬局・訪問看護ステーション等
指定を受けている自立支援医療の種類	育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療
指定自立支援医療機関の名称	(ふりがな) -----
指定自立支援医療機関の所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)
変更する事項の内容及びその理由	
変更年月日	

別記第9号様式（第9条関係）

指定自立支援医療機関指定辞退申出書医療機関内容変更等届出書

年 月 日

北海道知事 様

指定医療機関の開設者

住所又は所在地

氏 名

㊤

障害者自立支援法施行規則第64条の規定により、次のとおり申し出ます。

指定を受けている自立支援医療機関の種類	病院又は診療所・薬局・訪問看護ステーション等
指定を受けている自立支援医療の種類	育成医療 ・ 更生医療 ・ 精神通院医療
指定自立支援医療機関の名称	(ふりがな)
指定自立支援医療機関の所在地	(ふりがな) 〒 (電話番号)
指定辞退をする理由	
指定辞退を希望する日	

別記第10号様式（第10条関係）

障害福祉サービス事業等開始届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

障害福祉サービス事業
相談支援事業
次とおり 移動支援事業 を開始しますので、障害者自立
地域活動支援センターを運営する事業
福祉ホームを運営する事業

支援法第79条第2項の規定により届け出ます。

1 事業

- (1) 種類
(2) 提供する便宜等の内容
(3) 事業の運営の方針

2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

- (1) 氏名（名 称）
(2) 住所（所在地）

3 事業開始に伴う条例、定款その他の基本約款（別添のとおりに）

4 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

5 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴

6 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。）

7 当該事業の用に供する施設の内容（短期入所を行おうとする場合に限る。）

- (1) 名 称
(2) 種 類

(3) 所在地

(4) 入所定員

8 事業開始の予定年月日

9 収支予算書及び事業計画書（別添若しくはインターネットを利用して閲覧が可能な場合はそのホームページアドレス）

備考

記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。

別記第11号様式（第10条関係）

障害福祉サービス事業等届出事項変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり、障害者自立支援法第79条第3項の規定により届け出ます。

1 事業

(1) 種類

(2) 提供する便宜等の内容

(3) 事業の運営の方針

2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(1) 氏名（名称）

(2) 住所（所在地）

3 事業開始に伴う条例、定款その他の基本約款（別添のとおり）

4 職員の定数及び職務の内容

職種	職務の内容	職員の定数
		人

5 主な職員の氏名及び経歴

職種	氏名	経歴

6 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、

当該市町村の名称を含む。）

7 当該事業の用に供する施設の内容（短期入所を行おうとする場合に限り。）

(1) 名称

(2) 種類

(3) 所在地

(4) 入所定員

8 事業開始の予定年月日

9 収支予算書及び事業計画書（別添若しくはインターネットを利用して閲覧が可能な場合はそのホームページアドレス）

備考

1 変更になる項目番号を○で囲み、変更部分のみ記載すること。

2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。

別記第12号様式（第10条関係）

障害者福祉サービス事業等廃止（休止）届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

障害福祉サービス事業

相談支援事業

移動支援事業

地域活動支援センターを運営する事業

福祉ホームを運営する事業

次のとおり 移動支援事業 を廃止（休止）しますので、障害者自立支援法第79条第4項の規定により届け出ます。

1 廃止（休止）予定年月日

2 廃止（休止）の理由

3 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置

4 休止の予定期間

注 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第71号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の項の次に次のように加える。

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）	第2条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第7条第1項
--------------------------------	----------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第72号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の3条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による申請等の指定）

第4条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）

第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる同法第2条第6号に規定する申請等は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による申請、同法第13条第2項の規定による届出、同法第23条第1項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、同法第25条第3項の規定による申請及び同法第29条第1項の規定による提出と

する。

（情報通信の技術を利用する方法による手続等）

第5条 前条に掲げる申請等並びに特定非営利活動促進法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、同法第12条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知、同法第29条第2項の規定による閲覧、同法第43条第4項の規定による交付及び同法第44条第3項の規定による閲覧を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第5条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第4条、第5条第1項及び第2項、第6条並びに第7条の規定の例による。

（情報通信の技術を利用する方法による書面の保存等）

第6条 特定非営利活動法人が、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき、電磁的記録による保存又は作成を行う場合は、北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）第4条又は第6条の規定の例による。

2 特定非営利活動法人が、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第5条第1項の規定に基づき、電磁的記録による縦覧等を行う場合は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の次に3条を加える改正規定（第6条に係る部分に限る。）は、平成18年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第73号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第2条から第11条までを次のように改める。

第2条から第11条まで 削除

第13条の13（見出しを含む。）、第13条の14（見出しを含む。）及び第13条の15（見出しを含む。）中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第25条第2項中「育成医療及び」を削る。

別記第1号様式から別記第13号様式までを次のように改める。

別記第1号様式から別記第13号様式まで 削除

別記第17号様式の7中「児童居宅生活支援事業等開始届」を「障害児相談支援事業等開始届」に、「児童居宅生活支援事業等を」を「障害児相談支援事業等を」に改め、「児童サービス、児童短期入所事業又は」及び「（児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業に係るものに限る。）」を削る。

別記第17号様式の8中「児童居宅生活支援事業等変更届」を「障害児相談支援事業等変更届」に、「児童居宅生活支援事業等を」を「障害児相談支援事業等を」に改め、「児童サービス、児童短期入所事業又は」及び「（児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業に係るものに限る。）」を削る。

別記第17号様式の9中「児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「障害児相談支援事業等廃止（休止）届」に、「児童居宅生活支援事業等を」を「障害児相談支援事業等を」に改め、「又は入所し」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第74号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第9条から第11条までを次のように改める。

第9条から第11条まで 削除

第11条の2を削る。

第17条第1項中「別記第10号様式」を「別記第20号様式」に改め、同条第2項中「別記第13号様式」を「別記第20号様式の2」に改め、同条第4項及び第5項中「別記第14号様式の障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書」を「別記第22号様式の障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書」に改め、同条第6項中「別記第10号様式」を「別記第20号様式」に改め、

同条第7項中「別記第14号様式の障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書」を「別記第22号様式の障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書」に改め、同条第9項中「別記第10号様式」を「別記第20号様式」に改める。

第17条の5から第17条の7までを削る。

第18条中「保健所長」を「保健所長」に改める。

第19条第4号を削り、同条第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号中「第17条の7」を「第17条の4」に改め、同号を同条第8号とする。

別記第4号様式の3中「搬送します」を「移送します」に、「搬送は」を「移送は」に、「搬送中」を「移送中」に改め、同様式に教示として次のように加える。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分に関する事務を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式の4に教示として次のように加える。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分に関する事務を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第9号様式から別記第15号様式までを次のように改める。

別記第9号様式から別記第15号様式まで 削除

別記第20号様式を次のように改める。

別記第20号様式（第17条関係）

障 害 者 手 帳 申 請 書

申請年月日 年 月 日

北海道知事 様
（市町村経由）

申請書を提出した者

住 所

氏 名

申請者との続柄 夫・妻・父・母・その他（ ）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請します。

申請内容	1 新規交付	2 更新	3 障害等級変更
	4 他都府県又は札幌市からの住所変更による手帳交付		
障害者手帳の手帳番号			既存の手帳の有効期限 年 月 日
申請者	(フリガナ) 氏 名 (姓) (名)	性 別 男・女	生 年 月 日 年 月 日生
家族の連絡先	(フリガナ) 氏 名	1 夫 2 妻 3 父 4 母 5 その他（ ）	
	住 所	電話番号（ ）	
添付書類	1 医師の診断書 2 年金証書の写し（ 級） 3 障害者手帳の写し		

注意事項

- この申請書は、申請者のお住まいの市町村に提出してください。
- 「申請書を提出した者」の欄は、申請者本人が提出する場合は、記入は不要です。
- 「申請書を提出した者」及び「申請者」の氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。
- 新規交付、更新又は障害等級変更の申請の場合は、①医師の診断書、②障害年金の年金証書の写し、③障害年金の年金裁定通知書の写し又は④直近の障害年金の振

込（支払）通知書の写しのいずれかを添付してください。

なお、②から④までの書類を添付された場合は、障害等級の判定のために、社会保険事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。

5 「申請者との続柄」、「申請内容」、「性別」、「続柄」及び「添付書類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

6 ※欄は、市町村及び保健所で記入しますので、記入しないでください。

※市町村収受欄	※保健所収受欄	※整理番号

別記第20号様式の次に次の1様式を加える。

別記第20号様式の2（第17条関係）

（記号） 号
年 月 日

通 知 書

（申請者） 様

北海道知事

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請は、次の理由により承認されませんでしたので、通知します。

記

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の規定による精神障害者保健福祉手帳の障害等級に定める精神障害の状態に該当しないこと。
- その他の理由

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による

異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分に関する事務を行った保健福祉事務所の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第22号様式を次のように改める。

別記第22号様式（第17条関係）

障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書

申請年月日	年	月	日
-------	---	---	---

北海道知事 様
(市町村経由)

届（申請書）を提出した者

住 所

氏 名

㊞

届出者（申請者）との続柄 夫・妻・父・母・その他（ ）

申請内容	1 変更	2 他都府県又は札幌市からの住所変更	3 再交付申請
障害者手帳の手帳番号		既存の手帳の有効期限	年 月 日
届出者 (申請者)	(フリガナ) 氏 名 ㊞	性 別 男・女	生 年 月 日 年 月 日生

1. 精神障害者保健福祉手帳の記載事項を変更したので、精神障害者保健福祉手帳を添えて届け出ます。

		変更年月日	年	月	日
氏 名	変更前	変更後	(フリガナ)		
住 所	変更前	変更後	(姓)	(名)	
			電話番号 ()	—	

2 精神障害者保健福祉手帳の再交付を申請します。

申請理由	1 破いた	2 汚した	3 失った
------	-------	-------	-------

注意事項

- この届（申請書）は、届出（申請）をされる方のお住まいの市町村に提出してください。
- 「届（申請書）を提出した者」の欄は、届出者（申請者）本人が提出する場合は、記入は不要です。
- 「届（申請書）を提出した者」及び「届出者（申請者）」の氏名欄に署名した場合は、押印を省略できます。
- 「届出者（申請者）との続柄」、「申請内容」、「性別」及び「申請理由」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 変更の届出をする場合であって、他都府県又は札幌市からの住所変更をしたときは、この届のほか、障害者手帳申請書（別記第20号様式）を提出してください。
- ※欄は、市町村及び保健所で記入しますので、記入しないでください。

※市町村収受欄	※保健所収受欄	※整理番号

別記第27号様式から別記第29号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第75号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

第14条の2及び第14条の3を削る。

第15条から第19条までを次のように改める。

第15条から第19条まで 削除

第20条（見出しを含む。）中「身体障害者居宅生活支援事業等開始届」を「身体障害者相談支援事業等開始届」に改める。

第21条（見出しを含む。）中「身体障害者居宅生活支援事業等変更届」を「身体障害者相

「談支援事業等変更届」に改める。

第22条（見出しを含む。）中「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「身体障害者相談支援事業等廃止（休止）届」に改める。

「新従業場所
（所在地）」

別記第1号様式中 を に改める。

旧従業場所
（所在地）」

別記第2号様式中 「 従業場所
氏 名」を「 従業場所（名 称）
（所在地）」に改める。

別記第4号様式の視覚障害の状況及び所見の事項を次のように改める。

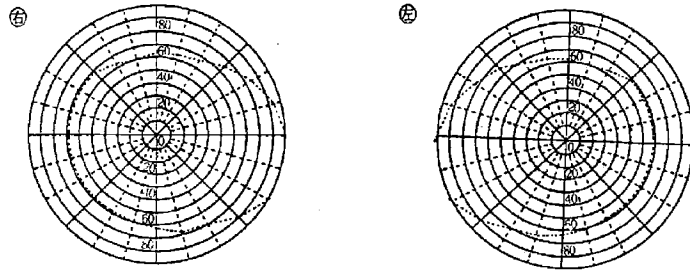
視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸 眼	矯 正
右		× DCyl DAx
左		× DCyl DAx

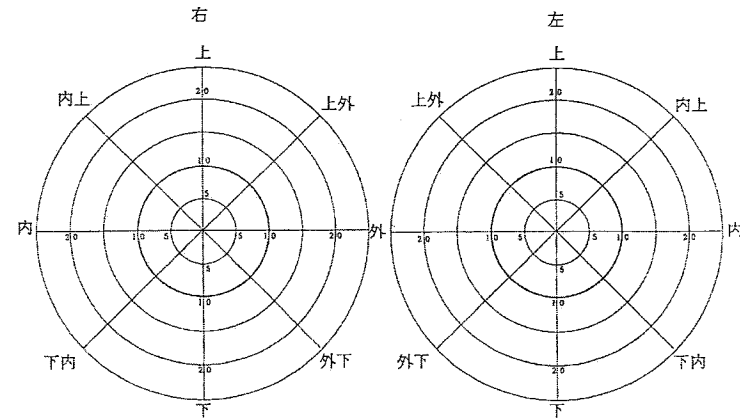
2 視野

視野障害の型 ☐ 求心性狭^{さく}又は輪状暗点
☐ 上記以外の視野障害



視野障害の計測は、点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

3 中心視野



右

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視野率②	損失率③
									%	%
									(①÷560 ×100)	(100-②)

左

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視野率⑤	損失率⑥
									%	%
									(④÷560 ×100)	(100-⑤)

(③又は⑥のうちいずれか大きい方) + (③又は⑥のうちいず
れか小さい方) × 3

4

両眼の損失率
%

4 現症

	右	左
外 眼		
中間透光体		

別記第4号様式の肢体不自由の状況及び所見の事項を次のように改める。

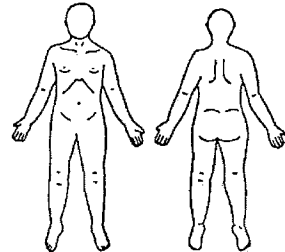
肢体不自由の状況及び所見

1 神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見

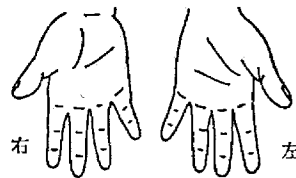
（該当するものを○印で囲み、下記空欄に追加所見記入）

- (1) 感覚障害（下記に図示すること。）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
 (2) 運動障害（下記に図示すること。）：なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・
 不随意運動・しんせん・運動失調・その他
 (3) 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・
 その他
 (4) 排尿・排便機能障害：なし・あり
 (5) 形態異常：なし・あり

参考図示



×変形 ■切断面 図感覚障害 □運動障害
 注 関係ない部分は記入不要



右	上肢長センチメートル	左
	下肢長センチメートル	
	上腕周経センチメートル	
	前腕周経センチメートル	
	大腿周経センチメートル	
	下腿周経センチメートル	
	握力キログラム	

計測法：

上肢長：肩峰 → 橈骨茎状突起 大腿周径：膝蓋骨上縁上10センチメートル
 下肢長：上前腸骨棘 → 脛骨 内果 の周径（小児等の場合は別記）
 上腕周径：最大周径 下腿周径：最大周径
 前腕周径：最大周径

○上肢の状態、歩行能力の状況（補装具を使用しない状況で該当するものを○で囲む）

- (1) 上肢でつり下げられる重さ〔右〕：正常・（10kg・5kg）以内可能・不能
 〔左〕：正常・（10kg・5kg）以内可能・不能
 (2) 歩行できる距離 正常・（2km・1km・100m）以上困難・不能
 (3) 座位の耐久性 （ 分）

○脳血管障害の場合にはブルンストロームステージを記載してください。

〔右〕：上肢（ ）・手指（ ）・下肢（ ）
 〔左〕：上肢（ ）・手指（ ）・下肢（ ）

2 動作・活動

自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—× （ ）の中のものを使うときにはそれに○印を付けること。

寝返りする	
足を投げ出して座る	
いすに腰掛ける（背もたれ）	
立ち上がる（手すり・壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具）	
片脚立位	右 左
家の中の移動（手すり・壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具・車いす）	
二階まで階段を上って下りる（手すり・壁・つえ・松葉づえ）	
（はしで）食事をする（スプーン・自助具）	右 左
コップで水を飲む	右 左
シャツを着て脱ぐ	
ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	
顔を洗い、タオルでふく	
タオルを絞る	
歯ブラシで歯を磨く（自助具）	右 左
背中を洗う（自助具）	
洋式便器に座る	
排せつの後始末をする	
屋外を移動する（家の周辺程度）（つえ・松葉づえ・歩行器・車いす）	
公共の乗り物を利用する	

注 身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので、（ ）の中に○が付いている場合、原則として自立していないという解釈になります。

3 関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）（この表は必要な部分を記入すること。）

筋力テスト ()		関節可動域		筋力テスト ()		関節可動域		筋力テスト ()	
() 前屈		() 前屈		() 後屈		() 頸体幹 左屈		() 頸体幹 右屈	
() 前屈		() 後屈		() 左屈		() 左屈		() 右屈	
右					左				
() 前屈		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 外転		() 内転		() 内転		() 内転		() 外転	
() 外旋		() 内旋		() 内旋		() 内旋		() 外旋	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 回外		() 回内		() 回内		() 回内		() 回外	
() 掌屈		() 背屈		() 背屈		() 背屈		() 掌屈	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 屈曲		() 伸屈		() 伸屈		() 伸屈		() 屈曲	
() 外転		() 内転		() 内転		() 内転		() 外転	
() 外旋		() 内旋		() 内旋		() 内旋		() 外旋	

備考

注意

- 1 関節可動域は、他動可動域を原則とする。
2 関節可動域は、基本姿勢を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
3 関節可動域の図示は、のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合については、強直腔位に（）をく。 
4 筋力については、表（ ）内に×△○印を記入する。
×：著減以下 MMT = 0, 1 いかなる本位でも関節の自動運動が可能な場合
△：半減 MMT = 2 自らの体部分の重さに抗し得ないがそれを排するような体位での自動運動が可能な場合
○：やや減 MMT = 3 検査の加える抵抗に抗し得ないが自分の体部分の重さに抗して自動運動が可能な場合
検査の重さを置いた程度の抵抗を排して自動運動が可能な場合

- 正 常 MMT = 5 検査の加える十分な抵抗を排して自動運動可能な場合
5 (PIP) の項母指は (IP) 関節を指す。
6 DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
7 箇中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。
例示

(×) 伸展 屈曲 (△)

別記第 4 号様式の心臓の機能障害の状況及び所見(18歳以上用)の事項を次のように改める。

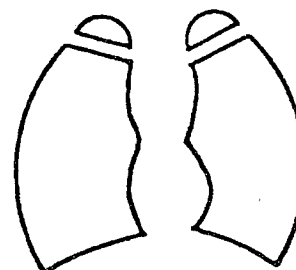
心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳以上用)

(該当するものを○印で囲むこと。)

1 臨床所見

- | | | | |
|-----------------------|-------|------------------------|--------|
| (1) 動悸 ^{きんき} | (有・無) | (8) 心拍数 | |
| (2) 息切れ | (有・無) | (9) 脈拍数 | |
| (3) 呼吸困難 | (有・無) | (10) 血圧 (最大 | ・ 最小) |
| (4) 胸痛 | (有・無) | (11) 心音 | |
| (5) 血痰 ^{たん} | (有・無) | (12) その他の臨床所見 | |
| (6) チアノーゼ | (有・無) | (13) 重い不整脈発作のある場合は、その発 | |
| (7) 浮腫 ^{しゅ} | (有・無) | 作時の臨床症状、頻度、持続時間等 | |

2 胸部エックス線所見 (年 月 日)



心胸比

3 心電図所見 (年 月 日)

- (1) 陳旧性心筋梗塞 (有・無) (部位：)
- (2) 心室負荷像 (有<右室・左室・両室>・無)
- (3) 心房負荷像 (有<右房・左房・両房>・無)
- (4) 脚ブロック (有・無)
- (5) 完全房室ブロック (有・無)
- (6) 不完全房室ブロック (有第 度・無)

- (7) 心房細動（粗動）（有・無）
 (8) 期外収縮（有・無）
 (9) STの低下（有 mV・無）
 (10) 第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（V₁を除く。）のいずれかのTの逆転（有・無）
 (11) 運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下（有・無）
 (12) その他の心電図所見
 {
 (13) 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見（発作年月日記載）
 {
 (14) その他の検査所見（心エコー、血管造影など）
 {
- 4 活動能力の程度
- (1) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの
- (2) 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- (3) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
- (4) 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの
- (5) 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの
- 5 手術の状況
- (1)人工ペースメーカー（有〔 年 月 日〕・無）
 (2)人工弁移植・弁置換（有〔 年 月 日〕・無）

- (3)体内植込み型除細動器（有〔 年 月 日〕・無）
 (4)その他の手術（ ）（有〔 年 月 日〕・無）

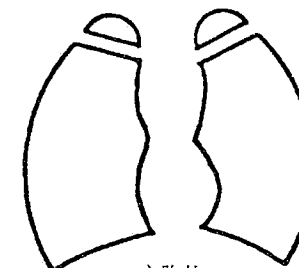
別記第4号様式の心臓の機能障害の状況及び所見(18歳未満用)の事項を次のように改める。

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）

（該当するものを○印で囲むこと。）

1 臨床所見

- (1) 著しい発育障害（有・無） (5) チアノーゼ（有・無）
 (2) 心音・心雑音の異常（有・無） (6) 肝腫大（有・無）
 (3) 多呼吸又は呼吸困難（有・無） (7) 浮腫（有・無）
 (4) 運動制限（有・無）



心胸比

2 検査所見

- (1)胸部エックス線所見（ 年 月 日）

- ア 心胸比0.56以上（有・無）
 イ 肺血流量増又は減（有・無）
 ウ 肺静脈うっ血像（有・無）

(2) 心電図所見

- ア 心室負荷像〔有（右室・左室・両室）・無〕
 イ 心房負荷像〔有（右房・左房・両房）・無〕
 ウ 病的な不整脈〔種類〕（有・無）
 エ 心筋障害像〔所見〕（有・無）

- (3) 心エコー図、冠動脈造影所見（ 年 月 日）

- ア 冠動脈の狭窄又は閉塞（有・無）
 イ 冠動脈瘤又は拡張（有・無）
 ウ その他

3 養護の区分

- (1) 6か月～1年ごとの観察 (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの
 (2) 1か月～3か月ごとの観察
 (3) 症状に応じて要医療
 (4) 継続的要医療

4 手術の状況

- | | |
|---------------|---------------|
| (1)人工ペースメーカー | (有〔 年 月 日〕・無) |
| (2)人工弁移植・弁置換 | (有〔 年 月 日〕・無) |
| (3)体内植込み型除細動器 | (有〔 年 月 日〕・無) |
| (4)その他の手術（ ） | (有〔 年 月 日〕・無) |

別記第4号様式のじん臓の機能障害の状況及び所見の事項を次のように改める。

じん臓の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○印で囲むこと。)

1 身体計測

身長 cm 体重 kg

2 じん臓機能

- | | | |
|-----------------------|--------|------|
| (1) 内因性クレアチンクリアランス値 (| ml/分) | 測定不能 |
| (2) 血清クレアチニン濃度 (| mg/dl) | |
| (3) 血清尿素窒素濃度 (| mg/dl) | |
| (4) 24時間尿量 (| ml/日) | |
| (5) 尿所見 (| |) |

3 その他参考となる検査所見（胸部エックス線写真・眼底所見・心電図等）

4 臨床症状（該当する項目が有の場合は、それを裏付ける所見を右の〔 〕内に記入すること。）

- | | | |
|---|--|---|
| (1) じん不全に基づく末梢神経症（有・無）〔 | しょう | 〕 |
| (2) じん不全に基づく消化器症状（有・無）〔食思不振・悪心・嘔吐・下痢〕 | おう | |
| (3) 水分電解質異常（有・無） | Na mEq/l・K mEq/l | |
| | Ca mEq/l・P mg/dl | |
| | 浮腫・乏尿・多尿・脱水・肺うっ血 | |
| | その他 () | |
| (4) じん不全に基づく精神異常（有・無）〔 | | 〕 |
| (5) エックス線写真所見における骨異常栄養症（有・無）〔高度・中等度・軽度〕 | | |
| (6) じん性貧血（有・無） | Hb g/dl・Ht % | |
| | 赤血球数 ×10 ⁴ /mm ³ | |
| (7) 代謝性アシドーシス（有・無） | [HCO ₃ mEq/l] | |
| (8) 重篤な高血圧症（有・無） | 最大血圧/最小血圧 | |
| | / mmHg | |
| (9) じん不全に直接関連するその他の症状（有・無）〔 | | 〕 |

5 現在までの治療内容（慢性透析療法の実施の有無・1週間当たりの回数・治療期間等）

6 日常生活の制限による分類

- (1) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの
- (2) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの
- (3) 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの
- (4) 自己の身の周りの日常生活活動を著しく制限されるもの

別記第4号様式の呼吸器の機能障害の状況及び所見の事項を次のように改める。

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○印で囲むこと。)

1 身体計測

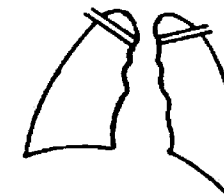
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- (1) 階段を人並みの速さで上れないが、ゆっくりなら上れる。
- (2) 階段をゆっくりでも上れないが、途中休みながらなら上れる。
- (3) 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。
- (4) ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。
- (5) 息苦しくて身の回りのこともできない。

3 胸部エックス線写真所見（ 年 月 日）

- (1) 胸膜癒着（無・軽度・中等度・高度）
- (2) 気腫化（無・軽度・中等度・高度）
- (3) 線維化（無・軽度・中等度・高度）
- (4) 不透明肺（無・軽度・中等度・高度）
- (5) 胸郭変形（無・軽度・中等度・高度）
- (6) 心・縦隔の変形（無・軽度・中等度・高度）



4 換気機能 (年 月 日)

(1) 予測肺活量 ml

(2) 1 秒量 ml

(3) 予測肺活量 1 秒率 $\% \left(= \frac{(2)}{(1)} \times 100 \right)$

〔(1)及び(3)については、次のノモグラムを使用すること。〕

5 動脈血ガス (年 月 日)

(1) O_2 分圧 : Torr (室内気での実測値)

(2) CO_2 分圧 : Torr

(3) pH :

(4) 採血から分析までに時間を要した場合 時間 分

(5) 耳染血を用いた場合 : []

(注) 動脈血の採血及び分析は、安静恒常状態に次に掲げる条件下で行うこと。

・採血時の体位は背臥位であること。

・採血時の吸入ガスは室内気呼吸中のものであること。

なお、 O_2 分圧については、本人の状況により酸素吸入中の数値しか得られない場合、室内気での推定値、吸入気の酸素濃度及び酸素投与の方法を記入すること。

・採血後、分析を 5 分～10 分以内に速やかに行うこと。

6 その他の臨床所見・検査所見

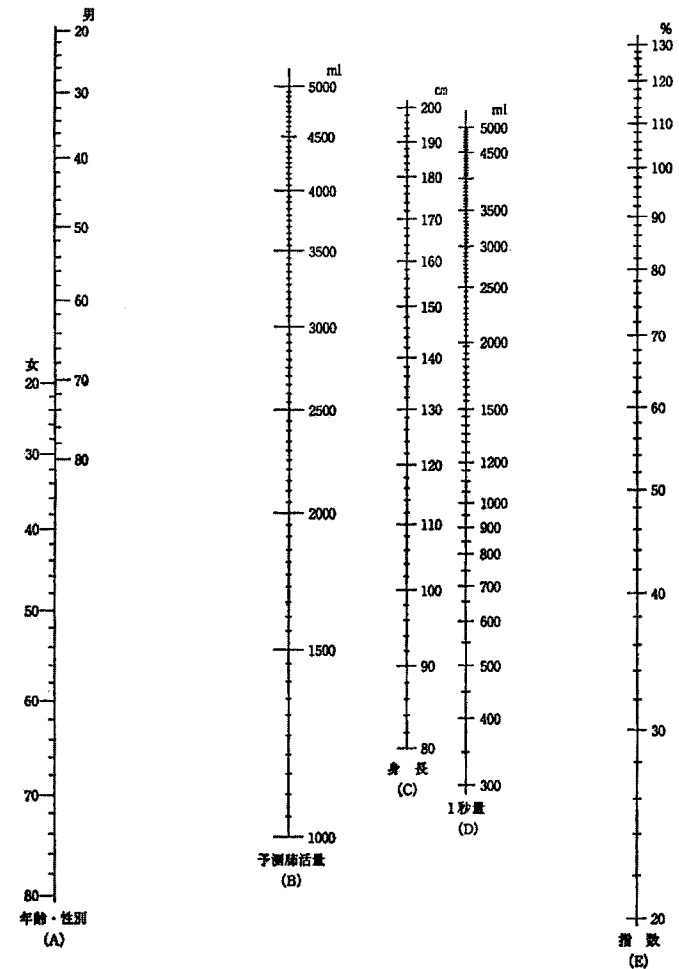
ノモグラムの使い方

1 (A)と(C)から、(B)上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られる。

(B)と(D)とから(E)上に予測肺活量に対する 1 秒率が得られる。

2 (D)を 1 秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから(E)上にパーセント肺活量が得られる。

3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから(E)上に通常の 1 秒率が得られる。



別記第15号様式から別記第19号様式までを次のように改める。

別記第15号様式から別記第19号様式まで 削除

別記第20号様式中「身体障害者居宅生活支援事業等開始届」を「身体障害者相談支援事業

「身体障害者居宅生活支援事業
身体障害者相談支援事業
等開始届」に、身体障害者生活訓練事業
介助犬訓練事業
聴導犬訓練事業
を
「身体障害者相談支援事業
身体障害者生活訓練事業
介助犬訓練事業
聴導犬訓練事業」に改め、同

様式8の事項中「身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業又は介助犬訓練事業若しくは」を「介助犬訓練事業又は」に改め、同事項(4)を削る。

別記第21号様式中「身体障害者居宅生活支援事業等変更届」を「身体障害者相談支援事業
「身体障害者居宅生活支援事業
身体障害者相談支援事業
等開始届」に、 身体障害者生活訓練事業 を 身体障害者生活訓練事業 介助犬訓練事業 に改め、同
介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業 」

様式8の事項中「身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業又は介助犬訓練事業若しくは」を「介助犬訓練事業又は」に改め、同事項(4)を削る。

別記第22号様式中「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「身体障害者相談
「身体障害者居宅生活支援事業
身体障害者相談支援事業
支援事業廃止等（休止）届」に、 身体障害者生活訓練事業 を 身体障害者生活訓練
介助犬訓練事業 介助犬訓練事業
聴導犬訓練事業 」

事業
事業 に改め、「又は入所し」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第76号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則（昭和37年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第9条の4の見出しを「（知的障害者相談支援事業の開始の届出）」に改め、同条中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」を「知的障害者相談支援事業開始届」に改める。

第9条の5の見出しを「（知的障害者相談支援事業の変更の届出）」に改め、同条中「知的障害者居宅生活支援事業等変更届」を「知的障害者相談支援事業変更届」に改める。

第9条の6の見出しを「（知的障害者相談支援事業の廃止（休止）の届出）」に改め、同条中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「知的障害者相談支援事業廃止（休止）届」に改める。

別記第14号様式の4中「知的障害者居宅生活支援事業等開始届」を「知的障害者相談支援事業開始届」に、「知的障害者居宅生活支援事業（又は知的障害者相談支援事業）」を「知的障害者相談支援事業」に改め、8の事項を削り、9の事項を8の事項とし、10の事項を9の事項とする。

別記第14号様式の5中「知的障害者居宅生活支援事業等変更届」を「知的障害者相談支援事業変更届」に、「知的障害者居宅生活支援事業（又は知的障害者相談支援事業）」を「知的障害者相談支援事業」に改め、8の事項を削り、9の事項を8の事項とし、10の事項を9の事項とする。

別記第14号様式の6中「知的障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届」を「知的障害者相談支援事業廃止（休止）届」に、「知的障害者居宅生活支援事業（又は知的障害者相談支援事業）」を「知的障害者相談支援事業」に改め、「又は入所し」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の知的障害者福祉法施行細則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の知的障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道種畜貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第77号

北海道種畜貸付規則の一部を改正する規則

北海道種畜貸付規則（昭和32年北海道規則第53号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「書類」の次に「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第78号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「企画振興部地域振興室市町村課長」を「企画振興部地域振興・計画局市町村課長」に、「労働委員会事務局総務課長」を「労働委員会事務局総務審査課長」に改める。

第3条第1項の表出納局物品管理課の項を次のように改める。

総務部	行政改革局長
-----	--------

第3条第1項の表支庁の項中「総務部長」を「地域振興部長」に改め、同表東京事務所の項中「総務課長」を「行政課長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の出納員のうち次の各号に掲げる組織又は部局に置かれた出納員が欠けた場合においては、当該職の任命が行われるまでの間は、当該各号に定める職にある者がそれぞれ出納員となるものとする。

- (1) 出納局総務課 主幹（出納長のあらかじめ指名する者に限る。次号において同じ。）
- (2) 出納局経理課 主幹
- (3) 総務部 総務業務センター長（行政改革局長及び総務業務センター長がともに欠けた場合にあっては、総務部長のあらかじめ指名する上席の会計員）
- (4) 支庁 総務課長（地域振興部長及び総務課長がともに欠けた場合にあっては、支庁長のあらかじめ指名する上席の会計員）
- (5) 東京事務所 行政課主幹（行政課長及び行政課主幹がともに欠けた場合にあっては、所長のあらかじめ指名する上席の会計員）

第5条第1項中「、地方部局及び地方公所」を「及び地方部局」に改め、同条第2項中「出納局物品管理課」を「出納局総務課」に、「、地方部局及び地方公所」を「及び地方部局」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 出納長は、総務部に置かれた出納員に対し、本庁（警察本部を除く。）の所掌する事務に係る次項第6号に掲げる事項（知事の定めるものに限る。）の執行を委任するものとする。

第10条第1項中「教育庁企画総務部給与課長」を「教育庁企画総務部教職員局給与課長」に改める。

第12条第5項中「前4項」を「第1項及び前3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条

第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「機関の長たる」を「機関の長である」に、「、同項第6号」を「、第1項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、知事は、教育長の所掌に属する事務に係る同項各号（第6号から第10号までを除く。）に掲げる事項（知事の定めるものに限る。）については、その執行を委任しない。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（部長等の専決事項）」を付し、同条第1項中「事項」の次に「（知事の定めるものを除く。）」を加え、同条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第13条の2 総務部長は、前条第1項に規定する事務に係る同項各号に掲げる事項（知事の定めるものに限る。）を専決することができる。

2 総務部長は、第12条第2項の規定により教育長に対しその執行を委任しないこととされた同項に規定する事項（前条第1項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）を専決することができる。

第14条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（課長等の専決事項）」を付し、同条を次のように改める。

第14条 前2条の規定にかかわらず、本庁（教育庁本庁及び警察本部を除く。）の課の長（部長の指定する参事及び選挙管理委員会事務局次長を含む。以下「課長等」という。）は、当該課の分掌する事務に係る次に掲げる事項（知事の定めるものを除く。）を専決することができる。

- (1) 歳入を徴収すること。
- (2) 1件の金額が2,000万円未満の収入の原因となるべき契約（公有財産の処分に係るものを除く。）を行うこと。
- (3) 給与その他の給付（知事の定めるものを除く。）の支出に関し、支出負担行為を行うこと。
- (4) 光熱水費、通信運搬費、手数料、償還金（過誤納金及び道債に係るものに限る。）、小切手支払未済償還金、利子割精算金、地方消費税清算金、融通を受けた現金及び一時借入金に係る利子、還付加算金並びに公課費の支出に関し、支出負担行為を行うこと。
- (5) 1件の金額が1,000万円未満の負担金、補助金及び交付金の支出に関し、支出負担行為を行うこと。
- (6) 前3号に掲げるもののほか、1件の金額が2,000万円未満の経費（前渡資金、公有財産の取得に要する経費、交際費及び食糧費（知事の定めるものを除く。）並びに1件の金額が1,000万円以上の負担金、補助金及び交付金並びに次条第2号に掲げる経費を除く。）の支出に関し、支出負担行為を行うこと。

- (7) 資金前渡員に対する資金の交付に関し、支出負担行為(交際費及び食糧費に係るものを除く。)を行うこと。
- (8) 次条第2号に掲げるもののほか、支出負担行為の行われた経費の支出を命令すること。
- (9) 物品の取得(寄附によるものを除く。)、管理及び処分(これらの行為に附帯する物品の登録、登記等の行為を含む。))を行うこと。
- (10) 物品(基金に属する動産を含む。))及び占有動産の出納の通知を行うこと。
- (11) 歳入歳出外現金、有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。))及び基金に属する現金の出納の通知を行うこと。
- (12) 債権を管理すること。
- (13) 公有財産の管理(知事の定めるものに限る。))を行うこと。
- (14) 公有財産の取得、管理及び処分に附帯する登記又は登録を行うこと。

第14条の次に次の1条を加える。

第14条の2 第13条及び第13条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課長等にあつては、当該各号に定める事項を専決することができる。

(1) 総務業務センター長 次に掲げる事項

ア 前条に規定する事務に係る同条各号に掲げる事項(知事の定めるものに限る。)

イ 第12条第2項の規定により教育長に対しその執行を委任しないこととされた同項に規定する事項(前条各号に掲げる事項に係る部分に限る。)

(2) 人事課長 給与その他の給付(知事の定めるものに限る。))の支出に関し、支出負担行為を行い、及び支出を命令すること。

第15条中「課長」を「課長等」に改める。

第16条中「主管する課長」を「主管する課長等」に改め、「について、」の次に「代表課長等及び」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の各号に掲げる者に合議するときは、当該各号に定める者を経なければならない。

(1) 総務部長 財政課長(別表第2第5号に係る場合(投資及び出資金に係る場合に限る。))及び同表第9号に係る場合にあつては、総務部総務課長及び財政課長)

(2) 出納長 出納局長及び指導審査課長(別表第2第2号に係る場合にあつては、出納局長及び出納局総務課長)

(3) 出納局長 指導審査課長(別表第2第2号に係る場合にあつては、出納局総務課長) 第95条第4項中「送付しなければならない」を「送付するものとする」に改める。

第128条第2項中「手続をした」を「手続が終わった」に改め、「、直ちに」を削り、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改める。

第175条第1項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

第203条の2第4項中「第12条第3項又は第13条第3項」を「第12条第4項」に改め、「又

は部長」及び「又は本庁の部」を削る。

第203条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

第203条の5第1項中「10月31日」を「8月31日」に改める。

第204条の18第2号中「登記済証」を「登記事項証明書」に改める。

第205条第2項中「課長」を「課長等」に改める。

第213条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(物品の購入等の事務の依頼)」を付し、同条第1項中「又は交換」を「、交換又は借入れ」に、「出納局長」を「総務部長」に改め、同条第2項及び第3項中「出納局長」を「総務部長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第213条の3 教育長は、その所掌に係る事務のため、知事が別に定める物品の購入等を行うとときは、当該物品の購入等の事務の処理を総務部長に依頼しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による依頼について準用する。

第348条第1項第1号中「課長」を「課長等」に改め、同条第2項中「支庁長」の次に「又は東京事務所長」を加える。

第350条第1項中「、支庁長」を「支庁長、東京事務所長をして検査を行わせる場合にあつては東京事務所長」に改める。

第358条の2第3項第5号を次のように改める。

(5) 公有財産に属する有価証券については、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

ア 株式 発行価額(発行価額がない場合にあつては、当該株式会社の資本の額及び資本準備金の額の合計額を発行済株式の総数で除して得た額)に株数を乗じて算定した金額

イ 法第238条第1項第6号に規定する社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 額面金額

第358条の2第3項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第238条第1項第7号に規定する権利については、出資金額

別表第1中 「(総 務 部) 自治政策研修センター
(環 境 生 活 部) アイヌ民族文化研究センター」

を「(環 境 生 活 部) アイヌ民族文化研究センター」に、
「(経 済 部) 大阪事務所

名古屋事務所 を

サハリン事務所」

「(経 済 部) サハリン事務所」に、

「肢体不自由者訓練センター

身体障害者リハビリテーションセンター

各肢体不自由児総合療育センターを
もなみ学園
「身体障害者リハビリテーションセンター
各肢体不自由児総合療育センター」に、
「畜産試験場を
植物遺伝資源センター」を
「畜産試験場」に、
「各水産試験場を
栽培漁業総合センター」を
「各水産試験場」に改める。

別表第2の2の項中「総務課長」を「出納局総務課長」に改め、同表5の項中「財政課長
(1件の金額が1億円未満の投資若しくは出資金又は総務部長の指定するもの)」を「総務
部総務課長(1件の金額が1億円未満の投資又は出資金)」に、「管財課長」を「財政課長」
に、「又は出資金」を「若しくは出資金又は総務部長の指定するもの」に改め、

同表6の項中

財政課長(総務部長の指定するもの)

指導審査課長(1件の金額が2億円
未満(公有財産の買入れにあっては、
7,000万円未満)のもの)

を

「
財政課長(総務部長の指定するもの)
指導審査課長(1件の金額が2億円
未満(公有財産の買入れにあっては、
7,000万円未満)のもの)
総務業務センター長(知事の定める
ものに限る。)

に改め、

同表9の項中「財政課長及び管財課長」を「総務部総務課長及び財政課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北海道財務規則第175条第1項の規定は、この規則の施行の日
(以下「施行日」という。)以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約につ
いて適用し、施行日前に契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例に
よる。

(北海道建設工事執行規則の一部改正)

3 北海道建設工事執行規則(昭和39年北海道規則第60号)の一部を次のように改正する。
別記建設工事請負標準契約書式第33条第6項、第41条第2項及び第3項並びに第46条第
3項中「年3.6パーセント」を「年3.4パーセント」に改める。

(北海道建設工事執行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の北海道建設工事執行規則の規定は、施行日以後に公告その他の
契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引が
行われた契約については、なお従前の例による。

訓

令

北海道訓令第13号

本 庁
出 先 機 関

職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賞罰及び賠償審査委員会規程(昭和41年北海道訓令第26号)の一部を次のように改正
する。

第7条第1項中「管財課長」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

北海道訓令第14号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員研修規程を次のように定める。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員研修規程

北海道職員研修規程（昭和43年北海道訓令第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、職員の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

（研修の基本方針）

第2条 職員の研修は、職員の資質及び能力を高め、道民全体の奉仕者にふさわしい識見及び実践力を育成して、道行政の民主的かつ能率的運営に貢献するように計画し、実施しなければならない。

（研修の区分及び内容）

第3条 職員の研修の区分及び内容は、次の表のとおりとする。

区 分		内 容
自己啓発		職員自らの意思で資質及び能力の向上を図るために、主体的に行う学習
職場研修		職場内において、職務を通じて、又は職務と関連させながら、所属する職員の資質及び能力の向上を図るために行う研修
職場外研修	(1) 能力開発研修	職員の行政経営、政策の企画立案等に必要能力を向上させ、又は職員の意識の啓発を図るために、総務部長が行う研修
	(2) 階層別研修	職員にその職責に応じた職務遂行に必要な知識、技能等を修得させるために、総務部長が行う研修
	(3) 各部研修	職員に業務に必要な専門的知識又は技能を修得させるために、その業務を所管する本庁の部長及び出納局長（以下「本庁の部長等」という。）が行う研修
	(4) 委託研修	職務に必要な高度の専門的知識又は技能を養成するために、

	本庁の部長等が職員を国、他の地方公共団体、学校、民間の機関等に派遣して行う研修
(5) 外国派遣研修	職務に必要な識見を向上させるために、総務部長が職員を外国に派遣して行う研修
(6) 特別研修	(1)から(5)までの研修のほか、必要があると認める場合に総務部長が行う研修

（総務部長との連携等）

第4条 所属長は、第2条の基本方針の下、総務部長と緊密に連携し、研修が効果的に行われるよう努めなければならない。

2 総務部長は、自己啓発及び職場研修の効果的な実施に関し、必要な支援、助言等を行うものとする。

3 本庁の部長等（総務部長を除く。以下同じ。）は、各部研修又は委託研修を行うに当たっては、総務部長と協議しなければならない。

4 本庁の部長等は、各部研修又は委託研修を行ったときは、その結果を総務部長に報告しなければならない。

（研修を受けることを命じられた職員の義務）

第5条 研修を受けることを命じられた職員は、研修に専念しなければならない。

2 研修を受けることを命じられた職員で研修を行う者の指定する宿舎に入舎するものは、生活の過程を通じて公務員としてふさわしい生活態度の体得に努めなければならない。

（研修を受ける職員の指定）

第6条 能力開発研修を受ける職員は、総務部長が別に定める場合を除き、所属長の推薦により総務部長が指定する。

2 階層別研修を受ける職員は、総務部長が指定する。

（所属長の責務）

第7条 所属長は、前条の指定を受けた職員には、当該研修を受けさせなければならない。

（研修生の指定の取消し）

第8条 総務部長は、能力開発研修又は階層別研修を受けることを命じられた職員（以下「研修生」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、研修生としての指定を取り消し、その旨を当該研修生の所属長に通知するものとする。

(1) 研修生としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障により、研修を受けることに堪えられないとき。

2 所属長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、当該研修生に対し、研修生であること

を免じなければならない。

(効果の測定)

第9条 総務部長は、研修生に対し、原則として、当該研修に関する効果の測定を行うものとする。

(所属長への通知)

第10条 総務部長は、研修生が当該研修を修了したときは、その旨を所属長に通知しなければならない。

2 総務部長は、必要があると認めるときは、当該研修の内容等を所属長に通知するものとする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、職員の研修に関し必要な事項は、総務部長が行い、又は支援する研修については総務部長が、本庁の部長等が行う研修については本庁の部長等が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

